

# 介護施設における身体拘束判断・実施フローチャート (COVID-19もしくははその疑いの認知症患者)

- ・ 身体拘束は緊急やむを得ない場合以外では人権侵害や虐待にあたります。
- ・ 適切な治療・ケアを実施しても認知症症状がコントロールできず、他者への感染リスクが避けられない、または本人の生命または身体が危険にさらされる場合のみ身体拘束を考慮してください。

## 「緊急やむを得ない場合」に該当するための3要件

	感染リスクコントロールを目的とする場合	本人保護を目的とする場合
切迫性	認知症患者のせん妄や認知症に伴う行動・心理症状によって他者への感染リスクが著しく高いこと	認知症患者のせん妄や認知症に伴う行動・心理症状によって患者本人の生命または身体が危険にさらされる可能性が高いこと
非代替性	せん妄や行動・心理症状に対する治療・ケアがすでに適切に実施されているが、それでも感染リスクの高い行動が継続してみられており、かつ、感染予防の方法を検討した結果、身体拘束以外適切な方法がないこと	身体拘束を行わずに介護する全ての方法の可能性を検討しても、身体拘束以外に代替手段が存在しないこと
一時性	できるだけ頻回に観察、再検討し、隔離期間が終了、または症状が改善するなどして他者への感染リスクという要件を満たさなくなった場合には速やかに解除すること	できるだけ頻回に観察、再検討し、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定し、要件を満たさなくなった場合には速やかに解除すること

## 実施にあたっての手順

